

# 令和6年度第2回倶知安警察署協議会議事概要

## 1 開催日時

令和6年9月26日（木）午後1時30分から午後3時05分までの間

## 2 開催場所

倶知安警察署 会議室

## 3 出席者

### (1) 協議会委員 5人（定員8名）

会長 飯田 憲司

委員 佐竹 三郎、クリスファー ジョージ ヒツカリガ、藤堂 智子、中野 ゆう子

### (2) 警察署 10人

署長 丹羽 晃

副署長 松本 孝志

警務課長 住瀬 登（庶務担当）

会計課長 佐藤 正隆 生安課長 福士 大介

地域課長 小林 幸司

刑事課長 小松 道博 交通課長 加藤 貴公

警備課長 前野 寛人

警務係長

## 4 協議会内容

### (1) 開会

### (2) 会長挨拶

### (3) 署長挨拶

### (4) 業務概況説明（令和6年8月末）

ア 刑法犯の認知状況

イ 警察安全相談等の受理状況

ウ DV・ストーカー・児童虐待事案の取扱状況

エ 人身交通事故の発生状況

オ 主要な事件検挙、交通死亡事故（令和6年6月から9月）

### (5) 話題

ア 交通事故の発生状況（交通課長）

イ 特殊詐欺被害の現状（生活安全課長）

ウ 令和6年山岳遭難事案（地域課長）

### (6) 質疑・応答

#### 【委員】

署長による業務概況説明の際に、DV、ストーカー、児童虐待事案の取扱い状況についてお聞きしましたが、このような事案で、警察に通報するのは、どのような立場の人が多いのでしょうか。

例えば、児童虐待事案であれば、幼児が被害に遭っていることも想定され、そのような場合は被害者の幼児がすることができないので、誰が通報することで警察が把握されているのかを知りたかったです。

また、私自身、障害者と接する仕事をしており、障害者の方より、家族から暴力被害を受けていて困っていると相談を受けることもあります。警察の方では、どれくらい把握をしているのかを教えてくださいました。

#### 【生活安全課長】

まず、児童虐待事案についてですが、警察の方で把握する機会が多いのが、夫婦間のDV事件から派生する児童虐待となります。

家庭内で揉めた夫婦の一方からの通報で現場に行った際、児童の面前で夫婦げんかが行われれば、これはいわゆる心理的虐待という態様になり、警察で取扱った児童虐

待事案の件数となります。

ですので、結果的には児童の両親が揉めたことにより、一方の親からの通報により把握することが多いと考えられます。

また、児童の近隣に住む居住者から、「子供の泣き声が聞こえる」などとの通報や、学校関係者、役場関係者からの通報で把握する場合があります。

障害者の方の虐待事案ですが、これは行政機関となる役場関係者が先に把握し、警察への情報提供がなされることで把握するケースもあります。

**【委員】**

勤務中、ある障害者から「夜の8時に家族からビール瓶で殴られたんだけど、夜だから警察には言わなかった。」などとの相談を受けたことがあり、私は「被害を受けたときは、すぐに警察に通報して良いんだよ。」と伝えたのですが、いざ警察に通報するとなると敷居が高いと思っている障害者も多いのが実態かもしれません。

また、別の障害者の方からは、2年前に合計150万円を騙されるという詐欺被害に遭ったものの、やはり警察に通報できなかったという相談を受けたことがあります。

こういう情報は、警察に提供した方が良いのでしょうか。

私が情報提供することで、警察の方に迷惑を掛けるのではないかと考えることもあります。

**【署長】**

警察に情報提供をしていただくことで、迷惑が掛かると言うことはありません。

しかし、実際に詐欺の被害に遭った当事者の方が、「警察には言わないでほしい」と言っているところを、当事者の方の意に反して警察に通報するということが弊害が出てくる場合もあるので、「警察に伝えて良いかい。」と確認し、了承をもらった上で、情報提供をしていただければと思います。

そのような情報提供をしてもらうことで、被害の届け出をするのであれば捜査を開始しますし、被害の実態把握や再被害対策として、他の方が同じような被害に遭わないように、さらなる被害を防止するため、その手口や状況を防犯メールやラジオで流したりして注意喚起をしていきたいです。

防げる被害は防いでいくというのが警察ですので、今後は、ぜひ、情報提供をしていただければと考えております。

**【委員】**

交通の関係ですが、私の知り合いが、信号機のない交差点で、付近に誰も居なかったことで、速度を落とさずに走行したところ、警察の取締りに遭ったという人がいましたが、もし、交差点の付近に人がいなければ、警察の方で取締りのために、走行中の車を止めることはかえって危ない状況もできると思いますし、やり過ぎではないかと思いますが、その点、どうでしょうか。

**【署長】**

横断歩道付近は、歩行者がいるかもしれないという考えで、基本的には徐行していただかなければなりません。

また、横断歩道を渡ろうとしている人が居るのであれば、車は止まらなければならないということになっています。

**【委員】**

横断歩道付近に人が居ようが居まいが、スピードは落とさないとだめでしょうか。

**【署長】**

この先に横断歩道があることを注意喚起する標識もあり、さらに、横断歩道付近に人が居れば、車は徐行して、歩行者を優先しなければならないですし、横断歩道を渡ろうとしている人が居るのであれば、車は止まらなければなりません。

**【委員】**

わかりました。

次に、登山の関係で質問があります。

私自身、登山はしませんので素朴な質問になるのですが、誰が山に登っているのかということを知るためや、登山している人で誰が遭難したのかを知るために、何か届け出などをするとするのはどうでしょうか。

**【署長】**

主な登山道の入口付近に、入山届を書く簿冊がありますので、そこで「住所、氏名、連絡先」、「入山時刻」、「下山予定時刻」などの必要な情報を記入して入山することとなります。

基本的に、入山届は自治体で管理しております。

**【委員】**

明らかに遅い時間帯に入山しようとする方に対して、「これ以降の時間の入山はだめですよ」と言ってくれる方がいれば良いと思うのですが。

**【副署長】**

羊蹄山は管理人がいないのですが、斜里岳や羅臼岳には小屋に管理人がいて、昼過ぎに来る登山者には、「もうこの時間から登るのは危ないですよ」と言ってくれるシステムがあります。

ただし、それもあくまで任意ですので、その注意を聞かずに入山する人も一定数はいると思います。

**【署長】**

富士山も入山規制が厳しくなったようで、きちんと事前に届け出をしなければならなかったり、ゲートが作られて、ゲートが開いてる間しか入れないということになっていますが、羊蹄山については、まだそこまでの管理にはなっておりません。

**【委員】**

特殊詐欺についてですが、特殊詐欺の相談を警察にして、実際に思いとどまった人がいるのかなど教えてもらえますか。

**【生活安全課長】**

#9110に電話をいただき、「振り込みはしなかったのに被害はないのですが、このような不審な電話がきました」などと情報提供してくれる方は多いです。

**【委員】**

#9110に電話をするような方は、比較的落ち着いていたり、余裕がある人、自制できる人が多いかもしれませんね。

参考までにお聞きしたいのが、#9110に電話をすると、倶知安警察署に繋がるのですか、それとも札幌の本部に繋がるのか教えていただけませんか。

**【生活安全課長】**

警察本部に繋がります。

**【委員】**

例えば、倶知安警察署の管内の方が、#9110に電話をして相談をした場合には、その内容というのは、倶知安警察署に知られるのでしょうか。

**【署長】**

そのとおりでして、警察本部で受けた相談で、当署管内に関するものは、すべて当署にフィードバックされます。

また、相談を専門に受理する人が24時間勤務をしておりますので、遠慮なく電話を掛けていただければと思います。

**【委員】**

先日、屋外でゴミを燃やしている人がいたので、消防に電話をしたら聞き流された感じを受けました。

このような場合は、そのときのように消防に電話したら良いのでしょうか、それとも警察に電話すべきだったのでしょうか。

**【署長】**

例えば、消火しなければならないようなものは消防ですし、単純に燃やしているのであれば、廃棄物処理法違反になる可能性があるので、警察に連絡をいただければと思います。

**【委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**5 次回の開催予定等**

- (1) 開催日 令和6年12月（令和6年度第3回）
- (2) 議題 業務概況説明、交通事故の発生状況等